

## 外国人建設就労者受入事業に関する告示案に係る意見

- 1 氏名 樽松佐一
- 2 会社名／部署名 愛知県労働組合総連合
- 3 住所 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
- 4 電話番号 052(871)5433
- 5 電子メールアドレス kurematsu@airoren.gr.jp
- 6 意見

### **[1] 基本的に外国人建設就労者の受入拡大に反対する。**

今回の外国人建設労働者の受入拡大はオリンピックなど公共工事の急増で建設業での人手不足を理由としているが、その根本には長く続いた建設不況による賃金の低下がある。

国交省は昨年と今年、設計労務単価の大幅な引き上げを行ったが、大阪労働局によるとハローワークでの建設業の求人賃金（職種計、上限）は、2013年3月で26万2千万円、12月は27万円で2014年1月も26万6千円と伸び悩んでいる。東京都内も同様で、2013年3月の28万3千万円に対し12月は28万8千円にとどまった。その「背景には、資材価格が上昇しているのに、工事の施工側が工事代金を低く抑えるよう求めていることがある。建設業者は人件費を抑えることで対応している」（産経 3/14）といわれている。外国人労働者の受入拡大がこの低賃金を助長することになれば、建設業界への若者の参加を阻害することになる。

愛労連はこの間、五百人以上の外国人研修生・実習生・技術者の労働相談をうけ、いくつもの監理団体、ブローカーを告発してきた。今回の受入拡大には基本的に反対する立場であるが、不当な下請単価引き下げのなかでも、技能実習制度に誠実に取り組んできた事業者が悪質な監理団体による被害に遭わないため、今回の告示案に対して意見を提出する。

### **[2] 告示案についての具体的な意見**

#### **(1) 適正な賃金・労働条件の確保について**

建設業の技能実習生ではとび、鉄筋施工、型枠施工の3職種が6割をしめているがこれら職種の日給はバブル崩壊以降大きくおちこみ、昨年引き上げられた設計労務単価の6～7割程度が現場の実態である。（埼玉土建「技能労働者聞き取り調査アンケート」から）そのため

①告示案では就労する外国人の報酬予定額を「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」（第5 2 (4)）としている。この場合、少なくとも「同等額」というのは同職種で3年以上勤続する正規労働者の賃金を下まわらないことが必要である。またこれは毎月の賃金だけでなく賞与・一時金につ

いても同等とすべきである。

②社会保険について(第5 2 (1)④)は受入企業を社会保険適用事業所に限定すべきである。同時に、厚生年金の脱退一時金上限が掛け金の概ね三年間分となっており、事実上の掛け捨てとなることから母国との年金通算制度など別途の対応が必要である。

③時間外労働、事業場外労働をさせる場合の労働時間管理について書面で明示すること。

④労働災害、とりわけ転落事故防止のための母国語での注意を徹底すること。

⑤「第8 監査」においては実際に計画に記した報酬か、社会保険への加入状況を給与台帳で確認することを義務づけるべきである。

## (2) 技能実習を上回る「更なる監理強化策」について

国交省は「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」のなかで現行の技能実習制度と同等の監理に加えて「更なる監理強化策」をとるとしている。この中で監理団体・受入企業を「優良な監理団体」「優良な受入企業」に限定するとしている。しかし「優良」の中身は下記のように極めて不十分である。

### 「第4 特定監理団体の認定」について

①「申請書類」が揃っているだけの「認定」ではなく、下記の実態を十分調査のうえ「許可」とし、不適切な箇所がある場合には直ちに取消すよう強化すべきである。

②(1)で「過去5年以内に監理団体として2年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績があること」されているが、異業種協同組合で建設分野の実習を1件だけ監理したもので認めるのは、専門的な技術指導ができる「優良な監理団体」とは言い難い。建設業には重層的な下請け構造があり、建設業のみで構成する協同組合に限定すべきである。

③(2)で「過去5年以内に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがない」というのは現行の技能実習制度でも受入を禁止されており、特に「優良な監理団体」とは言えない。過去5年以内に団体が監理する受入企業で不正行為がない団体とすべきである。

④(3)～(5)に暴力団排除が記載されること自体が建設業外国人受入において特徴ではあるが、特に重要である。

建設業においては営利団体や暴力団が口利き・あっせんを仲介することは珍しくない。とりわけ外国の送り出し機関との間に暴力団や利益を目的とする組織の介在を排除することは重要である。そのため(4)の「役員等」だけでなく、団体の非常勤職員からも暴力団や営利企業を排除し、「業務委託」は通訳・行政書士・社労士など専門業務に限定して「あっせん」「監理」の委託は禁止すべきである。

(補足)現行の技能実習制度では、入管への申請と違う組織が監理を行う「名目のみ監理団体」、営利を目的とする組織による「あっせん」が禁止されている。監理団体の活動範囲が広域であったり、受入企業が零細な場合に監理団体と受入企業の間介在者がいることは珍しくない。

また監理団体が派遣会社に監理を委託しても「部分的な委託」として認められている。愛労連が告発した事例では母国でのあっせん、入国後の講習、日常監理、強制帰国の航空券手配、不払い残業

代・罰金の是正計算、帰国後に寮の清掃代請求までブローカー(派遣会社)が行った。派遣会社名が記載された証拠を提出しても入管は「部分的な委託である」として団体を処分していない。これは「監理」や「あっせん」を行ったブローカーへの罰則がないからと思われる。

また上陸基準省令では「(団体の)常勤職員が外国人技能実習に係る不正行為を行った場合を処分対象としている。これは当初案で「職員が」となっていたものを公布直前になって「常勤職員が」と修正したものである。このため営利を目的とする派遣会社の役員が監理団体の非常勤役員であった場合には、この職員が不正に関与しても監理団体は処分を免れる。

⑤(7)の「適切に指導及び監督を行うことができる体制」及び(8)の「監理のための人員」については常勤職員とし、監理団体の事業範囲が都道府県をまたぐ場合には別の常勤職員を確保するとすべきである。

「第5 受入建設企業及び適正監理計画」について

2(1) 受入建設企業となろうとする者について

①～⑨はとくに「優良」と言えるものではない。とりわけ「⑧過去5年以内に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと」は技能実習制度では最低限の基準である。③を過去5年間に労働基準監督署から「指導」を受けていないこと、⑧を入管から「改善指導」を受けていないこととすべきである。

また、建設業においては違法な口利き、あっせんなどが後をたたないことから「過去5年間に労働安全衛生法、労働契約法、職業安定法、職業紹介法、労働者派遣法での違反がなかったもの」とすべきである。

### (3) 監理団体への監督機関の設置とブローカーへの罰則を

外国人の多くは日本語が不十分なことと母国との関係を監理団体がすべて手続きしているため、監理団体が関与する不正は発見が極めて困難である。しかし監理団体に対する実質的な監督機関はないのが実情である。技能実習制度で臨検ができる入管体制は極めて乏しく、JITCOは事前に連絡をしたうえでの訪問のため不正は見抜けない。事業協同組合を管轄する都道府県は届け出制のため年に一回書類を受け取るだけで監督はしない。

「第6 建設特定活動の実施」「7 国土交通省は、建設特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。」の詳細は明らかでないがJITCOと類似の組織では効果は期待できない。少なくとも監理団体については国土交通省が権限をもって監督する必要がある。

また、この告示案に定める「特定管理団体」「受入建設企業」以外の営利を目的とする組織(いわゆるブローカー)がこれら外国人建設就労者の「あっせん」「監理」「就労」にかかわった場合に厳しい罰則を設ける必要がある。

以上

別添資料 2 p

**添付資料**

技能実習に介在するブローカー（派遣会社）が日常監理、不払い賃金の計算などを行っていた。

**JITCO問答集**

—お知らせ—

④

**THÔNG BÁO**

研修生各位  
Thân gửi các bạn Tu nghiệp sinh



株式会社 ITC  
International Training Communications  
〒460-0024 愛知県名古屋市中区正木3-1-  
Tel: 052-339-0080 Fax: 052-339-0089

担当:ド・マイン

**未払い計算書**

御ITC 泉野様

	グエット	ガー	フン
不足			
40H超	7,207	7,626	7
週7日超	0	2,998	2
罰金	10,000	75,000	10
有給	61,875	16,875	56
3000/日	30,000	21,000	
	109,082	123,499	76

日 皆 続き?

**AN XIN GIA HẠN VISA**

các Tu nghiệp sinh (TNS) để được tiếp tục làm  
Nhật bản, phải tiến hành xin gia hạn VISA tại  
n lý Xuất Nhập cảnh.

不正を告発したセントラル事業協同組合の所在地は同じ経営者の介護事業所。ブローカーはこの組合の専務を名のって電話してきたが登記に名前はない。告発直後にブローカー（派遣会社）の近くに移転。

**履歴事項全部証明書**

名古屋市中区正木四丁目10番15号  
セントラル事業協同組合  
会社法人番号 18300-05-008744

名称	セントラル事業協同組合		
所在地	愛知県小牧市小牧三丁目53番地ルージュ小牧 ガレージ1階2号室		
	名古屋市中区正木四丁目10番15号	平成24年 7月10日移転	
		平成24年 7月12日登記	
	平成4年9月28日		
事業	(1) 組合員の取り扱う事務機器、情報機器、消耗品、燃料及び車両関連機器の共同購買 (2) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入れ事業及び外国人技能実習生共同受入に係る職業紹介事業		





外国人「技術者」でも違法なブローカー（派遣会社）。入管への届け出とは別に名古屋市内にあるベトナムのコンサルタント会社との契約書があり実際には時給 950 円で派遣。5 月は 237 時間働いても割増はなくずっと時給 950 円。派遣会社の社長は告発時東北に行っていて不在。事務所は名古屋市内のマンション一室だったが告発直後に閉鎖。

①入管に出した契約書では月給18万

- 乙に対する給与は、月額 180,000 円と
- 社会保障料については、乙の給与から控
- 2. 甲は、乙に対し、必要に応じ交通費
- 用の場合に限る。
- 3. 甲は、乙に対し、第 1 項の給与及び
- り、翌月末日に支払う。
- 8 条 甲は、乙に対し、会社の業績に
- ある。
- 9 条 甲は、乙との間で本契約を継続
- することができる。この場合にお
- なければならない。30 日前まで
- に対し 1 ヶ月分の給与相当額を
- 第 10 条 本契約期間の途中であつて
- その時点で終了するものとする
- 第 11 条 本契約に定めるない事項は
- 規則の定めるところによる。

HOP DONG LAO DONG  
雇用契約書

2013年 4月 10日 ~ 2014年 4月 10日

Thoi gian hop dong 雇用の期間	2013年 4月 10日 ~ 2014年 4月 10日
Ho va ten 氏名	VL JAN 1987年 5月 11日
Ten ty 会社名	FILE (有) TINH LUONG
Thoi gian lam viec 就業時間	8h 30 phut ~ 17h 45 phut (lam ng 12:00 h ~ 13:00 h 16:15 h ~ ket thu
Thoi gian nghi trua 休憩の時間	San xuất sản phẩm nội thất 家具品を作る
Nội dung công việc 仕事の内容	Thu 7 và chủ nhật (khi thu 7 có làm việc Nghỉ theo lịch nghỉ của
Ngày nghỉ / tuần 休憩の時間	研修期間 1 か月で 時給: 950 円 Thoi gian thu viec 950yen/h 研修期間終了 時給: 1000 円 Sau 1 thang 1000yen/h
Tien luong 賃金	3000yen (neu chuan tuoc tuoc Trung hop lam hang hu hong se khon
Diện tích thuê 賃借面積	Ngày 05 cuối tháng (ngoài trừ ngày

②日本で渡された契約書は時給950円→1000円

南アインコーポレーション 退職者・作業引継ぎ者 H25.6.16~H25.7.15

④辞めたいと行ったら引き継ぎ期間

所属部署	氏名	備考
3L	...	6/26(水)~7/2(火)が引継期間により無償となります。

⑤しかも単価が1400円

給料支払明細書 (25年 6/16~7/15)

勤労日数	自 月 日 日	日
至 月 日 日	135 時 分	
労働時間	135 時 分	
時間外労働		
基本給	128250	
時間外賃金		
支給額		
皆勤手当		
合計	128250	
健康保険料	4320	
所得税	2150	
家賃	20000	
水道光熱費	7678	
除額		
引継ぎ	78645	
前払金		
合計	112793	
差引支給額	15457	

無償 ↓賃金カット

(事業所名)

給料支払明細書 (25年 5/16~6/15)

勤労日数	自 月 日 日	日
至 月 日 日	237.75 時 分	
労働時間	237.75 時 分	
時間外労働		
基本給	225863	
時間外賃金		
支給額		
皆勤手当	225863	
合計	225863	
健康保険料	4320	
所得税	5680	
家賃	20000	
水道光熱費		
除額		
家電	5000	
ペナルティ	10000	
前払金	20000	
合計	65000	
差引支給額	160863	

他にも有料職業紹介事業者が外国人技術者から違法な費用を取っていた事例もある。手数料は芸作家・モデル・年収 700 万円超の経営管理者・科学技術者・熟練技能者、6 ヶ月の賃金の 10.5% 以下の手数料の徴収のみ可能だが、この労働者は年収 300 万程度で、2 年間も取られていた。

給与明細書 平成22年11月分

株式会社スギテック

自 H22.10.21 ~ 至 H22.11.20

預り対策金 20,000

基本給	139,880	時間外手当	88,792	出勤深夜残業	8,484
交際手当	7,000	休日手当	244,156	遅早控除	244,156
健康保険料	6,631	厚生年金	1,465	社会保険料	19,497
振込料	5,000	預り対策金	20,000	福利厚生	5,560
その他				年末調整控除	30,560
合計				計除合計	50,057

出勤日数 25.00  
休日数 42.00  
残業時間 7.00  
遅早控除 88.00  
記課税累計額 2,661,764